

資料編

1	那覇市文化芸術基本条例……………	2
2	本計画の策定経過……………	4
3	市民ワークショップまとめ……………	5
4	那覇市文化行政審議会委員名簿……………	8
5	那覇市文化行政審議会規則……………	9
6	那覇市文化振興基本計画策定委員会設置要綱……………	11
7	那覇市の文化行政の経緯……………	13

1 那覇市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、生活の中に溶け込み、人々に安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものである。そして、人々が相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持つものである。

那覇市は、かつて琉球王国の王府・首里城が築かれ、自然豊かな亜熱帯の海に囲まれる南西諸島で最大の島・沖縄島の玄関口として、アジア諸国との交流拠点となり、人、物、情報等が集積するとともに、多様な文化芸術を受け入れながら世界に誇る豊かな文化芸術を開花させた。

また、戦後の復興に当たっては、その多様かつ独自の文化芸術を基軸とした市民による文化芸術活動が大きな原動力となり、現在的那覇市の文化芸術の礎を築いた。

私たちは、歴史と共に築いてきた豊かな文化芸術を将来にわたり継承・発展させ、新たに創造することを通して、まちに活力を与え、多様性に寛容な社会を実現することで、市民及び那覇市に集う全ての人が心豊かに過ごせるよう、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策(以下「文化芸術施策」という。)の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び文化芸術に関する活動を行う者(文化芸術に関する活動を行う団体を含む。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化芸術の薫り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (2) 文化芸術が人々の多様な価値観の形成に資することに鑑み、その社会的価値の醸成を図ること。
- (3) 市民をはじめとする全ての人が等しく、文化芸術活動に親しみ、参加し、又は文化芸術を創造することができるよう、鑑賞の機会の充実及び文化芸術活動のための環境の整備に努めること。
- (4) 豊かな風土及び歴史によって培われた那覇市の文化芸術が市民の共通の財産として認識され、及び将来にわたり継承されるよう考慮すること。
- (5) 文化芸術に関する創造的な活動がより一層活性化するために、世代間及び地域間の交流並びに国内外との交流が促進されるよう努めること。
- (6) 文化芸術活動を行う者、市民、事業者(市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。)等の意見が反映されるよう十分配慮すること。
- (7) 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う者、家庭及び地域活動を行う者の相互の連携が図られるよう配慮すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民は、文化芸術を創造し、又は享受する権利を有する主体であり、基本理念にのっとり、多様な文化芸術を尊重するよう努めるものとする。

- 2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術活動に対する支援又は協力をするよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 文化芸術活動を行う者は、相互の交流を図るとともに、地域社会の一員としてその活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 文化芸術施策の推進に関する基本的な方針
 - (2) 文化芸術施策の推進に関する基本的な施策
 - (3) その他文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市は、基本計画を定めるに当たっては、文化芸術活動を行う者、市民、事業者等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術施策に係る基本的事項)

第7条 市は、文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項をその基本的事項とするものとする。

- (1) 市民等が文化芸術を通して、その個性及び能力を発揮し、社会参加につながる環境の整備その他必要な施策を講ずること。
 - (2) 文化芸術活動を担う人材の育成を図るための必要な施策を講ずること。
 - (3) 有形及び無形の文化財その他の文化芸術に関する資源、活動等の保護、活用、創造等を図るため必要な施策を講ずること。
 - (4) 市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、文化芸術に関する調査、研究、記録及びその保存並びに情報の発信に必要な施策を講ずること。
 - (5) 文化芸術が市民等の創造性を高め、活力ある地域づくりに資することに鑑み、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業その他の関連する分野の施策との連携を図ること。
- 2 市は、文化芸術施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

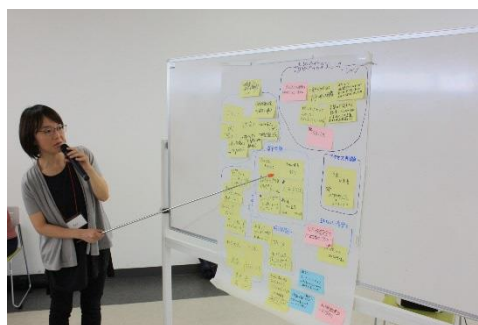
2 本計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 31 年 2 月 4 日	那覇市文化振興基本計画策定委員会設置要綱制定
2 月 13 日	第 1 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
3 月 7 日	那覇市文化行政審議会 ①
3 月	那覇市新文化振興基本計画基礎調査及び骨子案作成
令和 元 年 7 月 13 日	第 1 回 市民ワークショップ
7 月 27 日	第 2 回 市民ワークショップ（シンポジウム開催）
8 月 17 日	第 3 回 市民ワークショップ
8 月 26 日	沖縄県立芸術大学 ワークショップ
11 月 5 日	第 2 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
11 月 7 日	第 1 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会
令和 2 年 2 月 3 日	第 3 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
3 月 17 日	第 4 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
3 月	那覇市文化芸術基本条例制定
5 月 25 日	第 5 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会幹事会
6 月 17 日	第 2 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会
7 月 1 日	那覇市文化行政審議会へ諮問
7 月 1 日	那覇市文化行政審議会 ②
7 月 6 日～31 日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施
7 月 29 日	那覇市文化行政審議会 ③
8 月 4 日	第 3 回 那覇市文化振興基本計画策定委員会
8 月 7 日	那覇市文化行政審議会 ④
8 月 13 日	那覇市文化行政審議会から答申
8 月 18 日	庁議へ付議
8 月 19 日	那覇市教育委員会会議へ報告
9 月	那覇市文化芸術基本計画策定

3 市民ワークショップまとめ

【第1回市民ワークショップ】

日時	令和元年7月13日 14:30~16:30
場所	なは市民活動支援センター（なは市民協働プラザ2階会議室）
テーマ	日常生活や活動と文化のかかわりについて考える
プログラム	ゆんたく①【“文化”って何？】 ゆんたく②【“文化”との関わり方】 ゆんたく③【“文化”と日常をつなぐために必要な“もの・こと”】
参加人数	25名



（１）“文化”という言葉に対するイメージ、役割など

- ・人々の暮らしの根幹をなすもの・日常にあるもの
- ・流行・遊び・新たな価値など生み出すもの
- ・歴史の中で育まれた、地域らしさや風習を形成するもの
- ・心の拠り所であり、人と人、地域と地域をつなぐもの
- ・後世に向けて継続・継承するもの
- ・沖縄固有の有形・無形の資源
- ・地域づくりの核となるもの
- ・人格形成や教養・自己を高めるツール
- ・「誇り」であり「自慢」できるもの

（２）“文化”との関わり方（目的や効果、課題等）

【具体的な関わり方】

- ・自己研鑽として（芸術鑑賞、伝統芸能学習等）
- ・指導者や地域づくりの架け橋役として
- ・文化芸術活動等に対する支援（個人・団体）
- ・プレイヤー、プロデューサーとして
- ・案内役・ガイドとして
- ・県外・海外との交流

【効果等】

- ・自信がつく
- ・人とのつながりができる

【課題等】

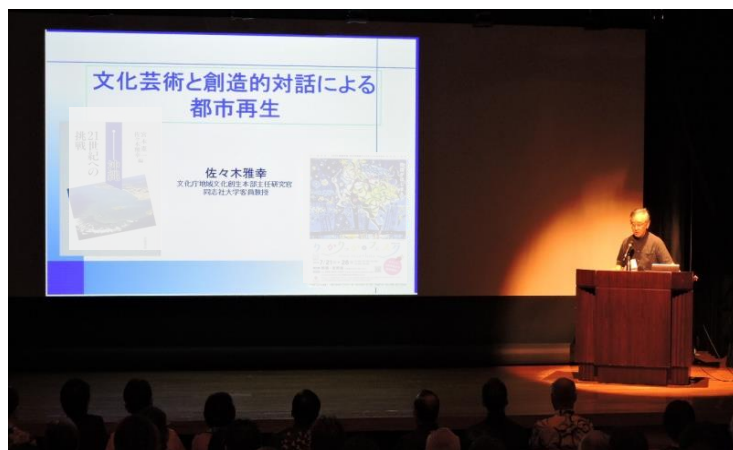
- ・継続するための資金確保
- ・活動の場の確保

（３）“文化”と日常をつなぐために必要な“もの・こと”

- ・活動の場
- ・体験やきっかけづくりの場
- ・時間の確保（働き方改革）
- ・効果的な情報発信・継承方法
- ・資金面の支援
- ・地域活動・取組の活性化
- ・素材・教材の充実
- ・人材育成（意識の醸成・向上）
- ・既存資源（食、祭り、芸能、劇場等）の活用
- ・日常生活での動機づけ
- ・環境改善（アクセス等）

【第2回市民ワークショップ（シンポジウム）】

日時	令和元年7月27日 14:00～17:00
場所	沖縄県立博物館・美術館 講堂
テーマ	那覇の文化芸術における未来を描く
プログラム	①基調講演 【講師】佐々木 雅幸 氏 【テーマ】「文化芸術と創造的対話による都市再生」 ②パネルディスカッション 【テーマ】「那覇市は何を発信するのか」 ③質疑応答
参加人数	135名



那覇市文化芸術講演会

那覇の文化芸術における未来を描く

入場無料
(定員:150名)
※先着順・抽選あり
※抽選受付期間:7月19日(金)～20日(土)
※抽選結果発表:7月20日(土)18:00

日時 令和元年7月27日(土) 14:00～17:00 (開場 13:30)

会場 沖縄県立博物館・美術館 講堂
(那覇市おもろまち3-1-1)

プログラム

① 基調講演
講師 佐々木 雅幸 氏 (文化芸術文化創造推進戦略 政策研究グループ 室長兼研究員)
テーマ「文化芸術と創造的対話による都市再生」

② パネルディスカッション
テーマ「那覇市は何を発信するのか」
パネリスト
佐々木雅幸 氏 (文化芸術文化創造推進戦略 政策研究グループ 室長兼研究員)
山内カンナ 氏 (YOKANG デザイナー)
渡久地 聖 氏 (ミュージシャン/バンド「311」メンバー)
南山 敦郎 氏 (那覇市文化芸術振興会 会長)
○コーディネーター
南山 博子 氏 (那覇市文化芸術振興会)

③ 質疑応答

※お問い合わせ 那覇市文化芸術課 TEL: 098-917-5082 FAX: 098-917-5092

【アンケート意見（那覇文化芸術劇場なは一とに期待すること）】

- ・バリアフリーの充実を期待する
- ・社会包摂型のプログラムの充実を期待する
- ・市民が気楽に立ち寄れる場となることを期待する
- ・市民が誇りと思える施設になることを期待する
- ・飲食しながら舞台や音楽を楽しめる空間があれば嬉しい
- ・ジャンルを定めなくて多様性のある催しを期待する
- ・子どもたちの教育に新しい価値観を与えることを期待する
- ・精神的な拠り所となるような、文化芸術の発信の場となってほしい
- ・市民が本物の文化芸術にふれることができる事業（コンサート、舞台、アートなど）を期待する
- ・市民の文化度を高めるような講演、講座等を企画を期待する
- ・地元の芸術活動の発表等に利用されることを期待する
- ・クリエイティブな人が集まり、クリエイティブなものが生まれていく場となってほしい

【第3回市民ワークショップ】

日時	令和元年 8 月 17 日 14:00~16:30
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 2 研修室
テーマ	文化や芸術を用いた市民協働のまちづくりの取組を考える
プログラム	①課題の共有と整理 ②文化や芸術を用いた市民協働のまちづくりの取組・分担を考える
参加人数	16 名



(1) 課題

- ・モラルの低下や地域コミュニティ（地域づくり）、公共施設の利用、交通渋滞、社会的課題（子どもの貧困等）、情報発信等
- ・県立芸術大学との連携や行政の姿勢

(2) 取組・役割

- ・公共スペース（公園、庁舎）の有効活用
- ・人材育成
- ・効果的な情報発信のしくみ
- ・社会問題に芸術を取り入れて解決策を図る(ごみ箱のアート化により、まちをきれいに！)
- ・地域の文化を1日で体験できる体験型プログラムを作る
- ・地域行事を少しグレードアップして観光客に観てもらおう

4 那覇市文化行政審議会委員名簿

任期：令和2年1月24日～令和4年1月23日

役職	氏 名	所属等
委員長	崎山 律子	那覇市文化協会会長
副委員長	西平 博人	FLAME9 プロデューサー
委員	上原 正弘	一般社団法人琉球フィルハーモニック 代表理事
委員	糸数 ひとみ	沖縄県立芸術大学名誉教授
委員	大城 秀子	沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員 日本考古学協会・沖縄考古学会会員
委員	比嘉 いずみ	沖縄県立芸術大学准教授
委員	前田 比呂也	美術家
委員	安田 辰也	舞台演出家



令和2年度 第2回 那覇市文化行政審議会
令和2年7月29日



令和2年度 第3回 那覇市文化行政審議会
WEB会議
令和2年8月7日



答申
令和2年8月13日

5 那覇市文化行政審議会規則

平成3年12月26日
規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市文化行政審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化行政の計画その他の推進に関すること。
- (2) 那覇市民会館、パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー(以下「市民会館等」という。)の運営計画に関すること。
- (3) 市民会館等の利用普及に関すること。
- (4) 市民会館等の指定管理者の選定に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、正委員8人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担当する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第3条第3項の規定による臨時委員を置くときは、臨時委員を含むものとする。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 第5条、前条第1項及び第2項、次条並びに第10条の規定は、部会について準用する。

(関係職員の出席)

第8条 審議会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民文化部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年6月10日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年11月19日規則第51号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成11年9月3日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則(平成16年10月15日規則第44号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成20年3月17日規則第2号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 那覇市民会館及びパレット市民劇場運営委員会規則(平成3年那覇市規則第49号)は、廃止する。

付 則(平成24年8月29日規則第40号)

この付則は、公布の日から施行する。

6 那覇市文化振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 那覇市文化振興基本計画の策定に関して、必要な事項の調査及び検討をするため、那覇市文化振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 那覇市文化振興基本計画に関すること。
- (2) 那覇市文化芸術基本条例(仮称)の制定に関すること。
- (3) その他、文化振興基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長に市民文化部長、副委員長に教育委員会生涯学習部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会を代表し、その事務を総理する。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、当該委員が指名する職員が当該委員に代わって委員会の会議に出席することができる。

(幹事会)

第5条 委員長の所掌事務に関する事項又は委員会から求められた事項の調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織し、幹事長に文化振興課長、副幹事長に文化財課長をもって充てる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第2に掲げる者以外の者を幹事に追加することができる。
- 4 前2条の規定は、幹事会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第6条 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の下に作業部会を置くことができる。

- 2 部会長、副部会長及び部会員は、第3条の組織に属する職員から各所属長の承認を得て、幹事長が指名する。
- 3 第3条から第4条までの規定は、作業部会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会、幹事会及び作業部会において必要と認められるときは、関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年2月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

委員会	職
委員長	市民文化部長
副委員長	教育委員会生涯学習部長
委員	総務部長
〃	企画財務部長
〃	経済観光部長
〃	環境部長
〃	福祉部長
〃	健康部長
〃	こどもみらい部長
〃	都市みらい部長
〃	まちなみ共創部長
〃	教育委員会学校教育部長

別表第2(第5条関係)

幹事会	職
幹事長	文化振興課長
副幹事長	文化財課長
幹事	人事課長
〃	企画調整課長
〃	まちづくり協働推進課長
〃	新市民会館建設室長
〃	商工農水課長
〃	なはまち振興課長
〃	観光課長
〃	環境政策課長
〃	ちゃーがんじゅう課長
〃	地域保健課長
〃	こどもみらい課長
〃	都市計画課長
〃	公園管理課長
〃	建築指導課長
〃	教育委員会生涯学習課長
〃	教育委員会学校教育課長

※こども教育保育課長・健康増進課長参加(平成31年4月より)

7 那覇市の文化行政の経緯

年度	文化施策に関する事項	主な文化関連事項
1970(S45)		「那覇市民会館」オープン
1972(S47)		本土復帰に伴い、首里城跡・玉陵など琉球政府によって指定された多くの文化財が国指定文化財に指定
1973(S48)	文化財保護条例公布	
1978(S53)	第1次総合計画(都市像:文化都市)	
1985(S60)		うないフェスティバル(1985～2014)
1986(S61)		「市民ギャラリー」オープン(久茂地セントラルビル)
1988(S63)	第2次総合計画(都市像:文化都市)	
1991(H3)	文化局設置(文化企画室、文化振興課、那覇市民会館)	「パレットくもじ」グランドオープン 那覇市民ギャラリー移転、「パレット市民劇場」オープン
1992(H4)	那覇市文化振興基本計画策定調査 那覇市文化行政懇談会設置	首里城正殿復元 那覇市文化協会設立 中国式庭園「福州園」オープン
1993(H5)		「那覇市伝統工芸館」オープン 横内家資料(近代沖縄関係資料)の寄贈 「第一回あけもどろ・なは総合文化祭」開催
1994(H6)	文化企画室廃止し、歴史資料室を設置	首里金城地区都市景観形成地域指定
1995(H7)	那覇市文化振興ビジョン策定 学芸員採用、文化行政所管部署に配置	尚家文書 1,341 点の寄贈 国指定名勝「識名園」一般公開 尚家継承美術工芸品 85 点の寄贈
1996(H8)		修学旅行平和ガイド事業スタート 石嶺文化スポーツプラザ開館 なは女性センター開館
1997(H9)		「壺屋焼物博物館」オープン
1998(H10)	第3次総合計画(都市像:学び創造する文化都市) 文化局廃止	
1999(H11)		伊江御殿墓が重要文化財に指定 NPO 活動支援センター設置 識名園が特別名勝に昇格
2000(H12)		世界遺産登録(琉球王国のグスク及び関連遺産群)
2001(H13)		尚王家継承文化遺産が国重要文化財に指定
2002(H14)	文化振興室と市民会館統合。市民文化部に文化振興課と歴史資料室を設置	国際通りトランジットマイル社会実験スタート 壺屋地区、龍潭通り沿線地区を都市景観形成地域に指定
2004(H16)		「てんぶす那覇」オープン 2 階に那覇市伝統工芸館移転、3・4 階に那覇市ぶんかテンブス館開館
2005(H17)	那覇市文化振興基本計画(文化のまちづくりプラン)	「那覇青少年舞台プログラム」結成 市民会館に芸術監督者を設置(～H26 年度)
2006(H18)		「那覇市歴史博物館」オープン 「琉球国王尚家関係資料」1,251 点が歴史資料として国宝に指定
2007(H19)		国際通りトランジットモール本格実施 「環境の杜ふれあい」オープン 銘苅墓跡群が国の史跡に指定
2008(H20)	第4次総合計画(都市像:子どもの笑顔があふれる、ゆたかな学習・文化都市)	協働大使委嘱開始 伊江御殿別邸庭園が国の名勝に指定 那覇市静岡市交流連携等に関する協定締結

年度	文化施策に関する事項	主な文化関連事項
2009(H21)	市民文化部歴史博物館と壺屋焼物博物館が統合し、市民文化部博物館を設置	那覇市金沢市交流連携等に関する協定締結 首里城書院・鎖之間庭園の国名勝指定
2010(H22)		なは市民協働大学開講 那覇市宮奥武山体育施設オープン 市魚に「マグロ」制定 那覇市ホノルル市姉妹都市提携 50 周年
2011(H23)		小劇場「ひやみかちマチグラー館」オープン
2012(H24)		「ハイサイ・ハイタイ」運動スタート
2013(H25)	教育委員会文化財課と市民文化部博物館が統合し、市民文化部文化財課を設置	市の蝶に「オオゴマダラ」制定
2014(H26)		ひやみかちなはウォーク開催
2015(H27)		なは市民協働プラザオープン なは市民協働大学院開講 レインボーなは宣言
2016(H28)		パートナーシップ登録制度スタート 那覇市歌、新たに 4 番から 7 番まで歌詞を追加
2017(H29)		「のうれんプラザ」オープン
2018(H30)	第 5 次総合計画(めざすまちの姿:次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA)	那覇市サンビセンテ市姉妹都市提携 40 周年 「弁之御嶽」国指定史跡と国指定名勝「アマミクヌミイ」に追加指定 「玉陵」が国宝に昇格 「那覇文化芸術劇場なはと」着工※2021 年(R3)開館 文書・記録類 41 点と文書箱 1 点が「琉球国王尚家関係資料」として国宝に追加指定 「伊江御殿家関係資料」146 点が国の重要文化財に指定
2019(R1)	文化芸術基本条例制定	『琉球王国時代からの連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」』と題したストーリーが日本遺産に認定
2020(R2)	文化芸術基本計画策定	